「行革甲子園 2016」応募事例(主催:愛媛県)

行革甲子園

重

市区町村名

愛知県尾張旭市

担当部署

消防本部消防総務課

電話番号

(0561)51-0860

1 取組事例名

市内の全コンビニエンスストアへのAED設置

2 取組期間

平成26年5月~(継続中)

3 取組概要

コンビニエンスストア企業の理解と協力を得て協定を結び、平成26年5月から市内のコンビニエンスストア全店舗にいつでも・だれでも使用できるAEDを設置。

4 背景・目的

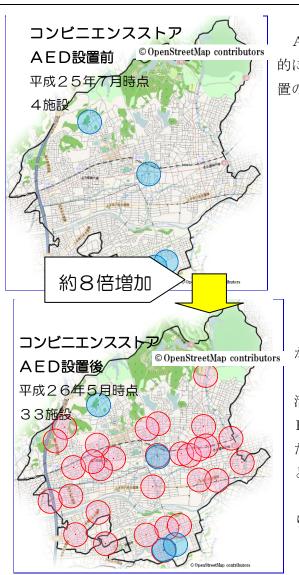
平成23年度までは、公共施設のほかにもAEDを設置している箇所(病院や介護施設)はあったが、市は特に設置個所を把握していなかった。

そこで、平成24年度から、AED設置施設を登録し、その情報を公表することで救命率の向上を目的とした「あさひAEDサポート制度」を開始。この登録制度を開始したことにより、市内のAED設置施設が一目でわかるようになり、AEDが設置施設のためだけでなく、地域のAEDとして利用できる環境が整った。

しかしながら、休日・夜間にAEDを利用できる施設は非常に少なく、いつでも利用できるAEDの確保が喫緊の課題であったことから、24時間営業する施設での設置を検討し、地域住民に周知されやすく、人口密度の高い市内に点在しているコンビニエンスストアへのAED設置が最適と判断し、本取組の実施に至る。

5 取組の具体的内容

- ・市内全コンビニエンスストアにAEDを設置
- ・AED設置エリアマップを作製し、休日・夜間のAEDが利用可能な環境を見える化 〈作成基準〉
 - ◇除細動が有効な心疾患の場合、5分以内に除細動を実施することで、50%の割合で救命が見込めるため、AEDを取りに行くにあたり片道2分の往復4分+取り付けなど1分で5分と試算し、半径300mの円(150m/分(早足)×2分)を救命が期待できる範囲として想定



AEDが利用可能な環境を見える化をすることで、より具体的に現状を把握することができ、コンビニエンスストアへの設置の有効性も併せて把握することが可能となった。

設置前と比較し、休日・夜間の利用可能な施設が、4箇所から33箇所となり、約8倍に増加。

AEDの有効利用を図るため、消防指令センターの機能を活用し、通報者に対し、利用可能時間に合わせて最寄りのAED設置施設情報の提供を開始し、AEDの案内を充実させた。(案内例「あなたの立っているところから西に200m行くとAEDがありますので、持ってきてください。」)

これにより、救急隊到着より先にAEDの使用が可能となり救命率の向上が見込める。

6 特徴(独自性・新規性・工夫した点)

- ・AEDの収納を電源不要の自立式ボックスとすることで、店員によるAED受渡しの負担軽減を図った。 ・コンビニエンスストアへ設置するAEDについては、自立式ボックスも含め5年間のリースとすることで、 消耗品の補充・交換等については、リース会社での対応となり、維持管理に係る事務の煩雑さの軽減を図った。
 - ⇒自立式ボックスについては、履行期間満了後、市への無償譲渡としたことで、次回更新時は、AED本体のみのリース価格となるため、コストの低減を図った。
- ・市民への分かりやすい周知を図るため、設置条件等を付与せず、全てのコンビニエンスストアへ設置を実施した。
- ・市内のコンビニエンスストアと以下の点を明記した協定を締結することで、コンビニエンスストアへの負担を軽減し、設置への理解を図った。
- ①コンビニエンスストアは、AEDを設置するスペースのみを提供し、店員はAEDの受渡しはせず、設置場所の案内のみ実施する。
- ②地域の人がAEDを利用し、店員は駆け付けない。
- ③管理(月例点検等)は、消防本部が実施する。
- ④盗難等の補償のため、リース会社へAEDの動産保険への加入を義務付け。

7 取組の効果・費用

<取組の効果>

- ・いつでもAEDを利用できる環境の整備を図られ、救命率の向上が見込める。
- ・実際にコンビニエンスストアのAEDを活用した事例で、救命につながった。
- ・県内でコンビニエンスストアへのAED設置の制度が認知され、多くの市町村が本制度の導入へ至った。 <費用>
- AEDセット30式 (5年間リース) 6,713,350円 (1式あたり3,726円)
- ※ 金額については、この他に公共施設のAED(18式)を一括更新しているため、スケールメリットが 反映された価格となる。

8 取組を進めていく中での課題・問題点(苦労した点)

企業直轄店舗ではなく、フランチャイズ店舗の場合、経営者によっては「なぜ自分の店に?」と当初AE D設置への理解が得られず、苦慮した。その場合は、各コンビニエンスストアの統括本部等のエリアマネー ジャーと共に店舗経営者へ説明を行った。

- ⇒・救命にAEDが必要であり、応急手当への関与はせず、設置場所の提供のみで良い点の説明
 - ・行政と企業で行う新たな地域貢献の形としての説明
- ※ 一旦設置すると、その後はどの経営者も協力的になっていただけた。

9 今後の予定・構想

・コンビニエンスストアにAEDを設置することで、いつでも利用できる環境づくりを進めたが、コンビニエンスストアがない地域もあり、平成28年度にそのような地域の公共施設を活用し、AEDを屋外設置することで、いつでも利用できる環境の平準化を図った。

今後は、市民の日常にAEDが完全に溶け込む(AEDの取扱方法や自分の地域のAED設置場所の把握等)ことを目標に施策の展開を予定。

10 他団体へのアドバイス

・コンビニエンスストアへAEDを設置するにあたり、直接店舗経営者へ協力依頼の説明をするのではなく、まず各コンビニエンスストアの統括本部等のエリアマネージャーへ協力を依頼し、各エリアマネージャーを通し、店舗経営者へ設置交渉を実施することで、円滑に設置協力を得ることができる。

11 取組について記載したホームページ

• http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kenkou/aed/support.html